2025年3月

栃木県知事盃争奪ゴルフ競技大会

一般男子、シニア、グランドシニアの各部

地区ブロック地区大会　開催クラブ御中

栃木県ゴルフ場協議会　事務局長　髙山　哲男

〒320-0055宇都宮市下戸祭2-2-6糸井店舗2F

TEL028-621-0413　Fax028-621-0414

　E-mail:info@t-golf.jp

下野新聞社　教育文化事業部長

齋藤　晴彦

TEL028-625-1134 Fax028-625-1392

　E-mail:golf@shimotsuke.co.jp

[競技規則　調書のご提出]のお願い

平素は標記事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。標記大会ではお世話になっております。下記のご協力をいただきたくお願いする次第です。

1. 【開催クラブ様にお願いする事項】

[競技規則と調書の提出をお願いいたします]

* 1. この[知事盃調書]」と[「競技規則]に必要事項をご記入ください

※競技規則の ローカルルール はクラブ様固有のルールで文書を修正ください。

※調書は出場選手への組み合わせスタート表作成などに使用します。

* 1. 締切日：各地区大会実施日の**30日前**までにメールにてお送りください
	2. 送付先：下野新聞社教育文化事業部：E-mail : golf@shimotsuke.co.jp

[当日の試合運営をお願いします]

* 1. [運営]手順は、開催クラブ説明会・説明書を参照ください
	2. 試合成績を新聞報道します。手順は、開催クラブ説明会・説明書を参照ください
	3. 競技終了後、成績はメールで下野新聞社ゴルフ事務局(☎028-625-1134)にお送りください。
	4. クラブ様営業 終了後にゴルフ事務局から照会をさせていただく場合があります。

当日の競技の責任者の携帯電話をご記入ください。

1. 【下野新聞社が行う事項】
	1. 下野新聞社が、エントリー数などの報告を適時させていただきます。
	2. いただいた「調書」をもとに組み合わせスタート表(原則４人一組)を作成します。
	3. 事前に開催クラブ様に組み合わせスタート表をメールします
	4. 大会約１週間前に選手に組み合わせスタート表及び競技規則を発送します。

C) 【共通事項】

荒天など試合続行困難や中止の場合は、新聞社事務局にご連絡ください。

**●●の部　●部　●地区ブロック大会　調書**

開催ゴルフ場様名

クラブ側　ご担当者名

クラブ側 ご担当者 携帯電話番号

クラブ側　ご担当者メールアドレス

**◇使用コース（コース名称があれば記入ください）**

 **コース（OUT） （ 　　 ）組 時　　　分　スタート**

 **コース（ IN ） （ 　　 ）組 時　　　分　スタート**

**◇スタート間隔**（ 　 　　　分間隔）

**◇食事時間**　（　　　　　分）　　ハーフで昼食 　あり　　なし

**◇キヤディーの有無**ｷﾔﾃﾞｨｰ付　　　セルフ 　 (どちらかに○を付けてください)

**◇その他**（開催クラブ様のご要望などありましたら　ご記入ください）

第60回栃木県知事盃争奪ゴルフ競技大会

●●の部　●●地区ブロック大会　競技規則

開催日　2025年●月●●日(●)

開催コース　●●●●●●

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールの違反の罰は**、「一般の罰(2罰打)」**となる。

**ローカルルール**

1. アウトオブバウンズ(規則18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

1. 異常なコース状態(動かせない障害物を含む)(規則16)
2. 修理地
	1. 青杭を立て、白線で囲まれた区域。
	2. グリーンの前後を含み、フェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
3. 動かせない障害物
	1. 排水溝
	2. 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。
	3. 複数の動かせない障害物が接している場合、それらはひとつの動かせない障害物として扱われる。
	4. 動かせない障害物と白線でつながれている区域は、その動かせない障害物の一部として扱われる。
	5. 追加があれば記載（例、黄黒の縞杭、距離標示用の人工のヤーデージマーク、IPポールのカップ）
4. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の2本のレールは、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。

規則16.1fに基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。

ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

1. 不可分な物
以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。
2. 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
3. ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。
4. クラブと球の規格
5. ストロークを行うために使うドライバーはR&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。
6. ストロークを行うときに使用する球はR&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰：失格

1. ゴルフシューズ
ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない：
伝統的なスパイク－すなわち、地面を深く貫くようにデザインされた1つあるいは複数の鋲を有するスパイク(メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない)。
このローカルルールの違反に対する罰：規則4.3参照
2. プレーの中断と再開(規則5.7)
3. 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)
委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならず、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。
このローカルルールの違反に対する罰：失格
即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。
4. 通常の中断(日没やコースがプレー不能)
規則5.7b､c､dに従って処置すること。
5. プレーの中断と再開の合図
即時中断 ：1回の長いサイレン
通常の中断 ：3回の短いサイレン
プレーの再開 ：2回の短いサイレン
と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。
6. 練習

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

1. キャディー
プレーヤーはラウンド中に委員会によって指定された者以外をキャディーとして使ってはならない。
このローカルルールの違反に対する罰：違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

（セルフプレーの場合）

プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。

このローカルルールの違反に対する罰：違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

**競技の条件**

1. 参加資格
プレーヤーは「競技規定」で定められる参加資格を満たしていなければならない。
2. スコアカードの提出
スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。
3. 競技終了時点
競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
4. 競技の成立

降雨・雷雨・日没等により１８ホールのラウンドが不可能な場合は、委員会の裁定により0.5ラウンドで競技を成立させることがある。

1. 使用ティーマーカー

本競技においては、●ティーマーカーとする。

1. タイの決定方法

「マッチング・スコアカード方式」により順位を決定する。

1. 決勝進出数

当該地区ブロック大会にエントリーした者のうち、上位成績の●●名が決勝大会に進出。成績に同位者がでた場合はマッチング・スコアカード方式により順位を決定する。

**注意事項**

1. スタート時刻３０分前に必ず受付を済ませること。
2. ローカルルール６項において規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則1.2aおよび20.2に基づいて失格とする場合がある。

競技委員長　●●●　●●●

距離表

